

## 医療情報取得加算について

当院は、マイナンバーカード（マイナ保険証）によるオンライン資格確認をおこなう体制を有している医療機関です。

質の高い医療の提供に努めるために、マイナンバーカード（マイナ保険証）や問診票等による保険情報、医療情報、薬剤情報を取得し、その情報を適切に管理・活用して診療をおこないます。

なお、令和6年6月1日より「医療情報取得加算」として、下記のとおり、国が定めた診療報酬算定要件に従い診療報酬点数を算定いたします。

マイナンバーカード（マイナ保険証）によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いいたします。

区 分	診療報酬算定要件	診療報酬点数
初診 (月に1回)	マイナ保険証の利用あり又は 他医療機関からの紹介状あり	1点
	マイナ保険証の利用なし	3点
再診 (3カ月に1回)	マイナ保険証の利用あり又は 他医療機関からの紹介状あり	1点
	マイナ保険証の利用なし	2点

令和6年6月

医療法人北聖病院